

令和7年8月分札幌圏 求職者支援訓練定員数等について

○ 申請受付期間 令和7年4月18日（金）～5月2日（金）

	定員数									
	北海道 全域	新規枠	札幌圏				その他の地域			
			8月				第2四半期			
			計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限	計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限
基礎コース	25	20	25	20	7	20	0	0	0	0
実践コース	140	100	140	100 (実践コース全体の上限)		0 (実践コース全体の上限)				
デジタル系	70		70		21	40	0		0	0
IT	20		20		6	20	0		0	0
webデザイン	50		50		15	20	0		0	0
介護分野	25		25		7	20	0		0	0
医療事務分野	20		20		6	20	0		0	0
その他の分野	25		25		7	20	0		0	0
計	165	120	165	120			0	0		

1. 訓練を実施する地域ごとに区分を設け、区分は安定所管轄地域に応じて設定する。
 - ①「札幌圏」は札幌市に設置されている公共職業安定所の管轄地域（札幌市、北広島市、江別市、石狩市、当別町、新篠津村）とする。
 - ②「その他の地域」は札幌圏地域を除いた地域とする。
2. 訓練1コースの定員は基礎コース、実践コースとも25名を上限とする。
3. 訓練認定については、札幌圏を除き四半期ごとに認定するが、札幌圏においては月ごとに認定を行う。
4. 新規枠は、地域別に基礎コース、実践コースごとに設け、新規枠での申請は、該当分野の定員の範囲内とする。
5. 新規枠での認定は、該当する地域・分野の定員の30%を上限とするが、20名を下回る場合は20名を上限とする。ただし、当該分野における定員枠が少なく、新規枠と実績枠が競合した結果、いずれかの枠のコースしか選定することができない場合、実績枠を優先し割り当て、残余を新規枠とする。
6. 地域ニーズ枠として、実践コースのうち建設、警備及び運輸に関連する分野を年間1コース設定する。
7. 就職氷河期世代支援枠として、コース設定の要件緩和を行ったコースの設定ができること。
 - 期間緩和コース（①介護職員 初任者研修、②生活支援援助者研修、③医療事務従事者対応）下限を2か月以上とする。
 - 時間緩和コース（1か月80時間以上、1日の訓練時間3～6時間で設定）
8. (1)「札幌圏」は、一認定期間（1か月）において一訓練機関が申請できるのは基礎コース、実践コースそれぞれ1コースまでとする。
 (2)「その他の地域」は、一認定期間（四半期）において一訓練機関が申請できるのは基礎コース、実践コースそれぞれ2コースまでとする。
 (3)「その他の地域」で訓練が重複した場合は、安定所ごとに細分化し、訓練実施実績を優先して認定を行う。
 (4) eラーニングコースは、同一四半期において「札幌圏」と「その他の地域」を重複して申請することはできないこと。
9. (1) 認定単位期間において、申請を受け付けた時点で新規枠以外の認定枠に余剰定員が生じた場合、必要に応じ、基礎コース及び実践コースの新規枠の年度上限値の範囲内で同一認定単位期間内の新規枠に余剰定員を振替えることを可能とする。
 (2) 認定コースの定員数が少なかった場合や中止コースの繰り越し分は、必要に応じ、基礎・実践間、他分野、地域間の振替を可とする。